

阿見町議会会議録

令和4年第1回臨時会

(令和4年1月26日)

阿見町議会

令和4年第1回阿見町議会臨時会会議録目次

◎招集告示	1
◎第1号（1月26日）	3
○出席，欠席議員	3
○出席説明員及び会議書記	3
○議事日程第1号	5
○開 会	6
・会議録署名議員の指名	6
・会期の決定	6
・諸般の報告	6
・議案第1号（上程，説明，質疑，討論，採決）	7
・議案第2号（上程，説明，質疑，討論，採決）	12
○閉 会	21

第 1 回 臨 時 会

阿見町告示第284号

令和4年第1回阿見町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年1月11日

阿見町長 千葉 繁

- 1 期 日 令和4年1月26日
- 2 場 所 阿見町議会議場
- 3 付議事件
 - (1) 阿見町立公民館条例の一部改正について
 - (2) 令和3年度阿見町一般会計補正予算(第8号)

第 1 号

[1 月 26 日]

令和4年第1回阿見町議会臨時会会議録（第1号）

令和4年1月26日（第1日）

○出席議員

1番	久保谷	充	君
3番	栗田	敏昌	君
4番	石引	大介	君
5番	高野	好央	君
6番	樋口	達哉	君
7番	栗原	宜行	君
8番	飯野	良治	君
9番	野口	雅弘	君
10番	永井	義一	君
11番	海野	隆	君
12番	平岡	博	君
13番	川畑	秀慈	君
14番	難波	千香子	君
15番	紙井	和美	君
17番	久保谷	実	君
18番	吉田	憲市	君

○欠席議員

2番	落合	剛	君
16番	柴原	成一	君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉	繁	君		
副	町	長	坪田	匡弘	君	
教	育	長	立原	秀一	君	
町	長	公室	長	建石	智久	君
総	務	部	長	佐藤	哲朗	君

町民生活部長	中村政人君
保健福祉部長	湯原勝行君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長	小林俊英君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山崎貴之君
財政課長	黒岩孝君
学校教育課長	恵美和彦君
中央公民館長	煙川栄君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

令和4年第1回阿見町議会臨時会

議事日程第1号

令和4年1月26日 午前10時開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第1号 阿見町立公民館条例の一部改正について

日程第5 議案第2号 令和3年度阿見町一般会計補正予算（第8号）

午前10時00分開会

○議長（久保谷充君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和4年第1回阿見町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（久保谷充君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

6番 樋口達哉君

7番 栗原宜行君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は本日1日とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決しました。

諸般の報告

○議長（久保谷充君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

今臨時会に提出された案件は、町長提出議案第1号から議案第2号、以上2件であります。

次に、監査委員から、令和3年11月分から令和3年12月分に関する例月出納検査の結果について御報告がありましたので報告いたします。

次に、本臨時会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付しました名簿のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第1号 阿見町立公民館条例の一部改正について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第4、議案第1号、阿見町立公民館条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん，おはようございます。

本日は，令和4年第1回臨時会を招集しましたところ，議員各位には公私とも御多用のところ御出席をいただきまして，ここに臨時会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

議案第1号の阿見町立公民館条例の一部改正について，提案理由を申し上げます。

本案は，令和4年度に教育委員会学校教育課及び指導室が阿見町役場本庁舎から中央公民館内に移動することに伴い利用できなくなる多目的室について，本条例で規定する使用施設より削除し，併せて，現在貸出しを中止している講師室及び第3会議室についても削除するものがあります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

5番高野好央君。

○5番（高野好央君） この教育委員会が移動することになった理由ですね。ほかの課は，教育委員会以外の課は検討なされたんでしょうか。

○議長（久保谷充君） 教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） お答えいたします。

教育委員会の移転につきましては，現在，生涯学習課が中央公民館，学校教育課と指導室が本庁舎ということで，管轄する課が2か所に分かれておりますので，以前から本庁舎に，できれば生涯学習課をこちらに移転してという形を考えていましたが，御覧の状況のように庁舎内はもう手いっぱいでございますので，では1か所にまとめて教育委員会を事務局として置ける

場所と考えたときに、中央公民館ということを選択したものでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 5番高野好央君。

○5番（高野好央君） その移転に伴って中央公民館ということで、中央公民館以外の場所というのは検討されたんでしょうか。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） それでは、機構全体の話になりますので。

ほかのところということでございますが、1つは総合保健福祉会館の中でどうだろうかというふうな調査、議論がございました。ただ、向こうでは今コロナ対策を推進しておりますので、ちょっと適当ではないだろうと。そのほかいろいろ検討したんですが、いずれにしても安価なという、要するに予算をなるべくかけない形で、既存の施設を利用して暫定的に移転をするということで、中央公民館を選択させていただきました。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑がありますか。

7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） まず、多目的室の利用停止に伴う削除なんですけれども、この前の全協の説明ですと、代替案としては、吉原交流センターや旧実穀小学校の跡地の利活用の施設に誘導していきたいということでございましたけれども、吉原交流センター等は今、中央公民館行きのバスが先がなかったりとか、交通手段についてなかなかないんですけれども、3月19日にこの条例が施行されますけれども、それ以降の交通手段の確保についてはどのように進めているんでしょうか。

○議長（久保谷充君） 教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） お答えいたします。

現在、利用者の交通手段については検討等は行ってございません。

以上です。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑ありますか。

17番久保谷実君。

○17番（久保谷実君） 先ほど教育委員会が向こうに行くと、あそこに生涯学習課があるから行くと、そういう話だったんですけども、このことをいろいろ考えたときに、私は、議会事務局が公民館に行くと、3階のフロアを全部教育委員会として使うと。そのほうがよっぽどいいかと思うんです。そういうことは考えませんでしたか。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） お答えさせていただきます。

ここに議場がございますので、議会事務局、3フロアの、多分おっしゃっているのは議員控室の部屋であったりとか、そういうことをおっしゃっているんだと思うんですが、議場がここにあるということで一応その選択としては考えてはおりませんでした。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 17番久保谷実君。

○17番（久保谷実君） そもそもが、1階のロビーでいろいろ困り事相談やったり、いろいろやっていますよね。そういうことが非常によろしくないんじゃないかということが一番私は原因だと思うんですよ。もちろん教育委員会が狭いというのもそうでしょうけども。

そうだとしたら、議会が率先して向こうへ行こうと。俺はそれが一番いい方法だと思うんだよね。全然考えなかったんですか、そのことは。もしも考えがなかったとすれば、それはもう少し頭をやっこくして、そういういろんな発想の中でそういうことを考えたほうがよかったと思うんですけども、どうですか。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） お答えさせていただきます。

残念ながら、議会というようなところの発想はございませんでした。

いろいろ多角的に将来的なことを考えれば、手狭な状態を当然のごとく何らかの形で抜本的に改善をしていかないとという大きな課題は受け止めてございます。その第1弾として、1階の狭隘の部分、何とか町民の皆さんの利便性の向上をかけるような形で、移転を最小限でとどめたと、そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 17番久保谷実君。

○17番（久保谷実君） 今、公室長から第1弾という話がありました。ぜひ第2弾、3弾のときには、議会事務局、議会をそっくり向こうへ移すと。控室も、議員の数減っているんですよ。あの控室はおんなじでしょう。そういうことを考えれば。議会というのは議員しか行かないから。大体議員だからね。一般の町民が来るのが1階のあそこで、ちょっとあれだということだったら、議員しか行かぬえわけだから、全然俺は不便さは感じないと思うんだよね。一般の町民にはこっちを使ってもらおうと。ぜひ第2弾、3弾のときにはそういう発想を入れてやってください。お願いします。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

まず、反対者の発言を許します。

5番高野好央君。

○5番（高野好央君） 私は、阿見町立公民館条例の一部改正に反対の立場から討論いたします。

教育委員会が中央公民館1階多目的室に移動することにより、中央公民館で利用頻度の高い1階多目的室が使用不可となるのは、明らかに住民サービスの低下です。教育委員会部局を集約するのであれば、生涯学習課を本庁舎に戻すべきだと私は思います。

中央公民館はほか公民館等の管理業務をしており、そこに事務局である教育委員会を、利用頻度の高い部屋を潰してまで移動するのはメリットが見えず、デメリットのほうが大きいと判断しましたので、阿見町立公民館条例の一部改正に反対いたします。

○議長（久保谷充君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 私は、原案に賛成する立場から討論をさせていただきます。

この間、コロナの関係で、1階の執務室は非常に狭く、執務室が広がって町民がたまるといふか、相談の机なんかも含めて、非常に狭隘になって、これ本当にこのまま放置していいのかなというのは、私もずっとかねてから疑問でした。

ここで1つは、1階のスペースを空けて町民に提供すると。相談業務なども、隣同士じゃなくて、少し離れたような形でやると。それから、教育委員会が今2つに分かれているところで、これを一体にするということの、この2つのことを解決するということを出されてきた提案だというふうに私は理解しておりますので、ぜひこれは先に進めていただきたいということで賛成討論とさせていただきます。

○議長（久保谷充君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 私は、今回の公民館条例の一部改正について、反対の立場から討論いたします。

まず、中央公民館は、町内6か所の公民館及びふれあいセンターの中で一番利用者が多い公民館です。令和2年度のコロナ禍でも、年間の利用者は1万3,150人と、2番目に多い本郷ふ

れあいセンターの利用者数9,447人を大きく上回っています。これは、公共交通のアクセスもよく、町立図書館や町民体育館も隣接していることから、利用頻度が高くなっているものと思われます。

執行部からの説明によれば、今回、多目的室を利用している多くの町民の皆様には、吉原交流センターや旧実穀小学校の跡地を利活用する施設に誘導するということでしたが、そちらへの公共交通を含めたアクセスの具体的な対策が取られていない状況の中での条例の一部改正には賛成できません。

よって、今回提出された公民館条例の一部改正には反対いたします。

○議長（久保谷充君） 原案に賛成者の発言を許します。

10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 私は、この条例案に賛成の立場で討論いたします。

全協の中でもお話があったかと思うんですけども、やはり1階の庁舎、2階、3階もそうなんですけども、住民が相談するスペースがなかなかないと。1階の庁舎を見ていただくと分かるんですけども、最初に入ったところに社会福祉課がある。私も何回かあったんですけども、そこで相談をする、私を含めて担当の職員と住民の方が入って相談するというのは、結局あそこの前のフロアでしか相談ができないんですよ、今。やはりあそこで相談すると、個人的なプライバシーの問題とかいろいろあります。私、以前言われたことあるんですけども、住民の人から「永井さん、あそこで相談してたけど何なの」、やっぱりそういったところが。社会福祉課関係は非常にデリケートな部分だと思うんです。ですから、住民の相談スペースを奥に持っていくとか、そういったことで1階の庁舎をやっぱり広げて、教育委員会のほうが押し出されるって言い方は失礼ですけども、1つの部局としてまとまっていくと。

ですから、やはり今の現状の庁舎内では、住民の方が相談するスペースが非常に少ないというのは率直に思いましたので、今回全協でそういった話も出たんで、私はこの条例案に対して賛成をいたします。

以上です。

○議長（久保谷充君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（久保谷充君） 起立多数であります。よって、議案第1号は原案どおり可決することに決しました。

議案第2号 令和3年度阿見町一般会計補正予算（第8号）

○議長（久保谷充君） 次に、日程第5、議案第2号、令和3年度阿見町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 議案第2号の令和3年度阿見町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に8億9,578万4,000円を追加し、196億6,269万8,000円とするものがあります。

その主な内容は、第3款民生費の社会福祉総務費で、住民税非課税世帯等に給付金を支給するため、非課税世帯等臨時特別給付金事業を新規計上。児童福祉総務費で、子育て世帯臨時特別給付金が所得制限により対象外となる世帯に対する給付を行うため、子育て世帯臨時特別給付金事業・町独自給付分を新規計上。

第11款公債費で、普通交付税が追加交付となったことにより、既に借入れ済みの臨時財政対策債の一部を繰上償還するため、繰上償還元金を新規計上するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 一般会計補正予算の中で2点ばかり質疑をお願いします。

まず1点目なんですけども、8ページの非課税世帯等臨時特別給付金事業です。

これは全協の中での説明がありました。その中で支給対象者の世帯、①、②とあったかと思うんですけども、①のほうに関しては住民税均等割が非課税である世帯ということで、基準日が令和3年12月1日において住民基本台帳に記載されておりということで、町のほうでは十分

つかめる部分かと思うんですけども、②のほうなんです。令和3年1月以降の家計急変世帯ということで、360世帯見込んでいるんですけども、この家計急変世帯に関しては具体的に町のほうで情報をつかんでいるのかどうか。また、もしつかんでなければ、どのようにこの世帯に対して特別臨時給付金を給付するのか。それについてちょっとお伺いします。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） お答えいたします。

まず、家計急変世帯となると、町として情報をつかむっていうのは、やはり税の申告に基づいて所得のほうを把握しますので、実際現在として、急変した場合について、その所得というのをつかむということは、町としてはなかなかできないことでございます。

よって、こちらにつきましては、ホームページとかかなり周知を行いまして、手挙げ方式ではございませんが、自ら町のほうに申請していただく形になるかと思っておりますので、その辺の周知、広報等については徹底してやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 全協のほうで多分その辺の説明がちょっと不足していたかなと、私も、もし私が聞きそびれてたら悪いんですけども、具体的にちょっといろいろ考えて、どういった形でやるのかなと。要は、基本的には急変世帯になったところが町に申請をして、それで町からもらうという形で、今、部長のほうの答弁があったかと思うんですけども、なるべく、こういった世帯はかなり日々の生活が苦しい世帯の中で、ホームページゆっくり見てたりとか、そういうことはなかなかないと思うんで、その辺の周知徹底を町としてもぜひともよろしく願います。

もう1点よろしいですか。

もう1点のほうで、9ページの児童福祉事務費の中の保育士等処遇改善臨時特例交付金なんですけども、これについてなんですけども、まずお伺いしたいのが、まずこれの実施期間。月額9,000円というのはずっと話が出ているんですけども、どのぐらいの期間、実施する予定ですか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） お答えします。

8か月実施する予定でございます。ですので、基本的に、令和3年度の場合は2月、3月、翌年度については4月から9月までの予定でございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 国のほうで9月までというのは10分の10となると思うんですけども、9月以降、10月からに関してはどのような形になるんですか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） お答えします。

それ以降についてはまだまだ示されておられませんので、町としては、単独でやるのか、それとも国のまた新たな給付制度ができるのか、その辺で考えていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） しんぶん赤旗の報道なんですけれども、10月以降、国と県と市町村で3分の1ずつの負担になることが示されているという報道があるんです。ですから、9月までは10分の10で、国が責任を持って、コロナ関係の対応ということでやられると思うんですけども、それ以降3分の1ずつということが示されていると思うんですけども、その情報は入っていませんか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） 大変申し訳ございません。私のほうまでその情報が上がってこなかったのので、現在持っている情報、国の最初の情報という形で今整理しているところでございます。申し訳ございません。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 分かりました。これ、来年度の予算に絡む部分になるかと思うので、ぜひとも検討してですね。このコロナが早く終わって、保育士、幼稚園、特に今、子供たち、保育所なんかでもコロナが広がって大変になっているところが非常に多くなっていますので、放課後支援員も含めた形で、ぜひとも予算に反映するような形でよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑ありますか。

7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 4ページは質問できますか。

4ページの債務負担行為の補正なんですけども、教育委員会の移転に伴う費用ですけれども、先ほど来出てます来庁者が増えたとか、職員の数が多かったということでしたけども、どのくらい増えたのか。来庁者の数、それから職員の増員数ですね。これについて教えてください。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） お答えさせていただきます。

来庁者というふうなことはこちらでも申し上げてございませんので、今こちらにお越しいただくお客様のいろんな相談業務ですとか、窓口業務の場面が狭隘な状況になっているというふうにご説明させていただいたかと思えます。来庁者の増加については、申し訳ございませんが、つかんではございません。

職員につきましては、来年度、増員を予定はしてございます。人数についてはまだ確定をしてございませんが、それなりの数を増員して確保したいというふうにご考えてございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑ありますか。

10番永井義一君。

○10番（永井義一君） ちょっと一つ聞き忘れたのがあって、すいません。先ほどの保育士等処遇改善臨時交付金のことなんですけども、1点ちょっと聞き忘れたんで、すいません。

支給対象者について、全協の資料なんかで見ると、調理員や事務職等保育士・幼稚園教諭以外の職種も含むとなっております。これは、国のほうよりもプラスアルファになっている部分じゃないかなと思うんですけども。国のほうのやつだと、保育士以外の職員や一時保育などの補助事業職員について補助の対象外ですという、文言は違うかと思うんですけども、そのような意味合いのことが書かれていたような気がするんです。ですから、町単独で保育士の処遇改善助成金はやられていて、その中には保育士以外は入ってないんですけども、今回は、確認なんですけども、この月額9,000円に関しては、調理員とかそういった方たちも入るということによろしいわけですね。確認で質問しましたけども、分かればお願いします。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） お答えします。

今回の処遇改善費用については、調理員や栄養士、事務職員など、施設や事業所に勤務する全ての職員が対象となってきております。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑は。

8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 9ページなんですけども、1314の子育て世帯臨時特別給付金事業の町独自給付分なんですけども、この町独自の給付分について、茨城県でどのくらい町独自にこの給付金が今計画されているのか。それと、その時期についてですね。給付時期について、ほかの市町村とどうなのか。その2点についてお伺いします。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） お答えします。

他市町村についてはちょっと手元にはないんですが、たしか小美玉とかその辺は。県内でも5つ程度の市町村がやると伺っているところがございます。ただ、阿見町がこのままやった場合については、周りの県内の市町村でも検討したいというところも幾つかあると聞いているところがございます。

あと、支給の時期でございますが、今回承認をすると直ちに、2月に対象世帯のほうに申請書を送りまして、3月中には振り込む予定でございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） この事業については、国のほうでも所得制限の位置づけの審議も今なされているような時期に、早く給付するという点については非常にこれはいいことなんですけども、今、阿見町が抱えている状況からすれば、2月15日に町長選挙の告示があって、20日投開票ですよ。そういう時期にこの事業をやるという点については、見方によっては非常にばらまきの事業ではないかという、そういう臆測もささやかれると感じています。

だから、本当に子育て世帯を応援したいということであれば、時期的にきちっと、その選挙終わってから、新しくその政策の中で首長が提案するということが必要だと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） お答えします。

支給の時期でございますが、他の所得制限のない世帯につきましては現在支給を行っている最中でございますので、やはり時期的に言うと、そんなに差を与えてゆっくと、所得制限があったような方については後からゆっくというわけではなく、やはり同時期に支給するのが一番ベストだと思ひまして、私どもについてはなるべく早めにとということで、今回の臨時議会のほうに提案したところがございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） この点について、私も議員として、人として、こういうモットーで私は今質問しているんですけど、逃げない、諦めない、裏切らない、言い訳をしない、自慢しない、卑下しない、こびない、恨まない、うそをつかない、これは不倫をしないということも含まれます。こういう9つのモットーの中で、私は今回の支給の時期について、やっぱりもっと検討してほしいということをお願いします。

○議長（久保谷充君） 飯野議員、持論とか、あれは……。

○8番（飯野良治君） 持論じゃなくて、きちっとそういうモットーのもとにしているんです

という話をしているんで、持論ではないんです。

○議長（久保谷充君） それは持論だというふうに思います。はい、分かりました。
ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） それでは、なしということで、これをもって質疑を終結いたします。
それでは、ここで暫時休憩といたします。
それでは、会議の再開は10時45分といたします。

午前10時34分休憩

午前10時45分再開

○議長（久保谷充君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番栗原宜行君ほか1名から、議案第2号、令和3年度阿見町一般会計補正予算（第8号）に対する修正の動議が提出されました。

修正の動議は、地方自治法第115条の3の規定に基づき、議員の定数の12分の1以上の発議者が必要となります。本動議については、所定の発議者がありますので成立いたしました。修正案を本案と併せて議題といたします。

修正動議発議者の説明を求めます。

7番栗原宜行君、登壇願います。

〔7番栗原宜行君登壇〕

○7番（栗原宜行君） それでは、修正案について説明いたします。

まず、修正内容ですが、補正予算（第8号）のうち、債務負担行為補正の教育委員会移転関連費用を削除いたします。詳細につきましては、お手元の第2表、債務負担行為補正を次のように改める。第2表、債務負担行為補正。役場庁舎内装改修工事令和4年度207万9,000円、続いて、運搬料令和4年度124万3,000円、電話設備設置工事令和4年度247万5,000円、庁用備品購入令和4年度136万9,000円をそれぞれ削除する。

次に、修正案の提出理由を申し上げます。

今回の教育委員会の中央公民館への移転は、先ほどからありましたように、相談スペースの確保等、また様々なソーシャルディスタンスの確保や業務スペースの確保など、庁舎内の配置を見直すことということで理由がありました。しかし、教育委員会を暫定的に中央公民館に移転させることは、ワンストップサービスが受けられた利用者のサービス低下を招き、暫定的な移転期間も不透明で、さらに利用者の不安が増大しかねません。就学前児童の手続や転入転出に伴う学校への手続など、町民課など町長部局と教育委員会は密接に関係しており、廃止・変

更は慎重に行わなければなりません。性急に決定せず、庁舎別棟の建設等も含め、抜本的な対応が必要と考えます。

よって、補正予算（第8号）のうち、債務負担行為の移転関連費用を削除する修正案を提出いたします。

○議長（久保谷充君） 以上で発議者の説明は終わりました。

これより修正案に対する質疑に入ります。質疑を許します。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 修正案では、教育委員会を公民館に移すということ自体に今反対しているというふうに取れるんですけども、そうしますと現状の、先ほども討論で述べましたけれども、現状1階の状況であるとか、そういった町民サービスの低下、これを防ぐということがまず必要だと思うんです。そうすると、そのことについてはどういうふうに具体的に考えているのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（久保谷充君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） これ、全協でも説明がありましたけれども、一番、転入転出のとき、就学前児童の方が手続をされる時期が、2月3月に集中すると、その時期については万難を排して対応すると。実際は5月、または移転については7月ということで、この時期については何とか頑張りますという話がありましたので、基本的に時期は、請求の部分としてはちょっと先の部分であろうということなので、この部分については取りあえず負担行為をせず、令和4年度新予算の中で組み込めば十分対応できるものと、この前の全協での説明ではそういうふう感じたので、令和3年度に、2月3月にしなければならないということではないので、こういう修正案を出しました。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） そうすると、つまり、令和4年度の予算であれば賛成するんだと。しかし、この債務負担行為を行ってやる、これについて反対すると、こういう話なんですか。

○議長（久保谷充君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 久保谷実議員からもいろんな御提案がありましたけれども、様々な部分で検討する内容をもっと考えてほしいということで、今ありましたけども、債務負担行為で補正まで入れてやることではないというふうに思っています。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） そうすると、修正案を出したお二人は、先ほどは具体的に議会の機能を移したらいいんじゃないかと。それによってスペースを空けて、それで町民ファースト、要するに町民の利便性を高めると、あるいは個人情報の保護を図ると、そういうことを具体的に

されていたようですけれども、このお二人の修正案を提出されている方については、それについては全然具体的には考えていないんですけども、そうは言ったって、4月はもう間もなく新予算が出てくるんですけども、取りあえず新予算が来れば賛成するんだと。こんな話でいいんでしょうか。

○議長（久保谷充君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 期待はしています。先ほども御案内したとおり、庁舎別棟の建設も含めた抜本的な対策、抜本的な対策のためには、それが出てくれば、その内容を検討して、賛成もあると思います。

ただ、今この時期に債務負担行為ということで、この700万も使うということは性急過ぎるのではないかということなので、この第8号からは削除したいということです。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑がないようなので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第2号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。修正案が出されておりますので、原案に賛成者の発言から行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

11番、海野隆君。

○11番（海野隆君） 原案というのはもともと出してきた、賛成ですね。

○議長（久保谷充君） はい。

○11番（海野隆君） 私は、原案に賛成の立場から討論をいたします。

これは先ほども、第1号でも述べましたけれども、町民の利便性は非常に今悪くなっているということからすると、これ早急にそれを解消してあげると。確かに、教育委員会が中央公民館に移るということになると、多少の利便性は落ちると思います。やっぱりワンストップでできないということも含めて。

しかし、そうしたことも含めて、いろいろと考えた結果、教育委員会を一体で運用すると、それから一体で運用して、その空いたスペースを町民の利便性だとか、それから、先ほど言った個人情報の保護を図るとか、そういった町民のサービスを上げていくと、こういうことにつながると思いますので、私はこの原案に賛成をいたします。

以上です。

賛成をいたしますと同時に、修正案には反対いたします。

○議長（久保谷充君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

両方とも反対者の発言。ない。なしならなしで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 分かりました。

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

5番高野好央君。

○5番（高野好央君） 私は、修正案に賛成の立場から討論させていただきます。

先ほど条例改正でも討論させていただきましたが、デメリットのほうが大きい。明らかに住民サービスの低下につながると思われる債務負担行為を認めるわけにはいきませんので、この修正案に賛成させていただきます。

○議長（久保谷充君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 原案に賛成ですね。

○議長（久保谷充君） はい。

○10番（永井義一君） 先ほど述べましたけれども、やっぱり町民の相談スペースってというのはかなり必要になってくると思います。先ほどこの修正案の提案のときの質疑の中で、町民が相談する時期というのは4月5月に固まっているって話がありましたけれども、それはあくまでもそれは新年度の学校関係のことで、住民の相談というのはこれ年から年中あるんです。

それでやはりあそこの前のスペースでの相談という、あそこみんな、いろんな方が行き交う中での相談、これやっぱりプライバシーの問題が非常に大きいと思うんですよ。やっぱり担当の人も「あそこでもいいですか」というような形で、「いいですよ」ということで、あそこの前のところで相談するわけですけども、やっぱりいろんな人が通る。そういった中でプライバシーを考えたら、やはり。以前あったとは思いますが、やっぱり奥のほうで、ちゃんと囲われたスペースを作る。そこで相談して、町民のいろんな相談事に乗っていくというのは、これ必要になってくると思うんです。

ですから、やはり相談スペースを確保するという意味からも、私はこの原案に賛成いたします。

○議長（久保谷充君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 先ほどから、町民ファースト、町民の利便性をいかに確保するかとい

うことで論議がされていますけども、今回、公民館の多目的ホールを潰すわけですよね。そういった意味で、その、今まで利用していた利便性をなくしてしまうわけですから、そういった意味からも検討がなされないといけなかったというふうに思います。

私は、今回は修正案をきちっとやっぱり成立させていくということが必要だと思うんで、賛成いたします。

○議長（久保谷充君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって、議案第2号についての討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の順序は、初めに修正案を採決し、可決された場合は、次に修正案の部分を除く原案を採決いたします。修正案が否決の場合には、原案について採決いたします。

まず、修正案について採決をいたします。

修正案について賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷充君） 起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

ただいま修正案が否決されました。

次に、原案について採決いたします。

議案第2号について、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

議案第2号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷充君） 起立多数であります。よって、議案第2号は原案どおり可決することに決しました。

閉会の宣告

○議長（久保谷充君） 以上で、本臨時会に予定されました日程は全て終了いたしました。

これもちまして、令和4年第1回阿見町臨時会を閉会といたします。御苦労さまでした。

午前11時02分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 久保谷 充

署 名 員 樋 口 達 哉

署 名 員 栗 原 宜 行